第４の３　特定駐車場用泡消火設備

１　主な構成

泡消火設備は、50 ㎡から 100 ㎡までの規模で放射区域を設定し、当該区域内に設置されている全てのフォームヘッドから泡を一斉に放射し、火災を消火するものであるが、特定駐車場用泡消火設備にあっては、火災となった自動車等の防護対象物に対し、直近の閉鎖型泡水溶液ヘッド（特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって、火災の熱により作動し、圧力により泡水溶液を放射するものをいう。以下同じ。）が開放し、泡水溶液を局所的に放射して火災を消火する泡消火設備である。（第４の３−１図参照）

（泡消火設備の構成例）

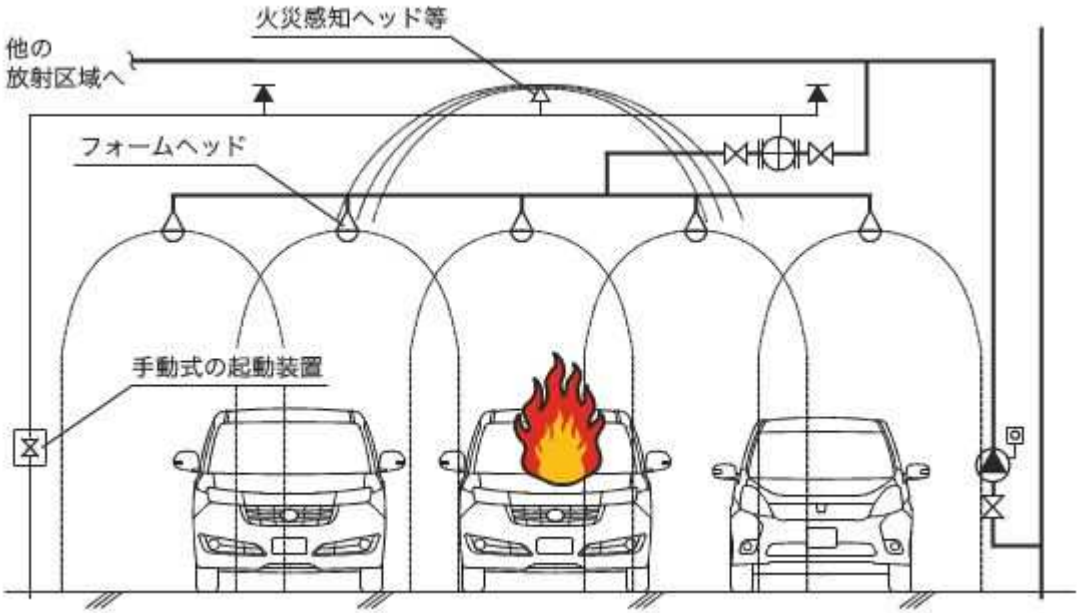

（特定駐車場用泡消火設備の構成例）

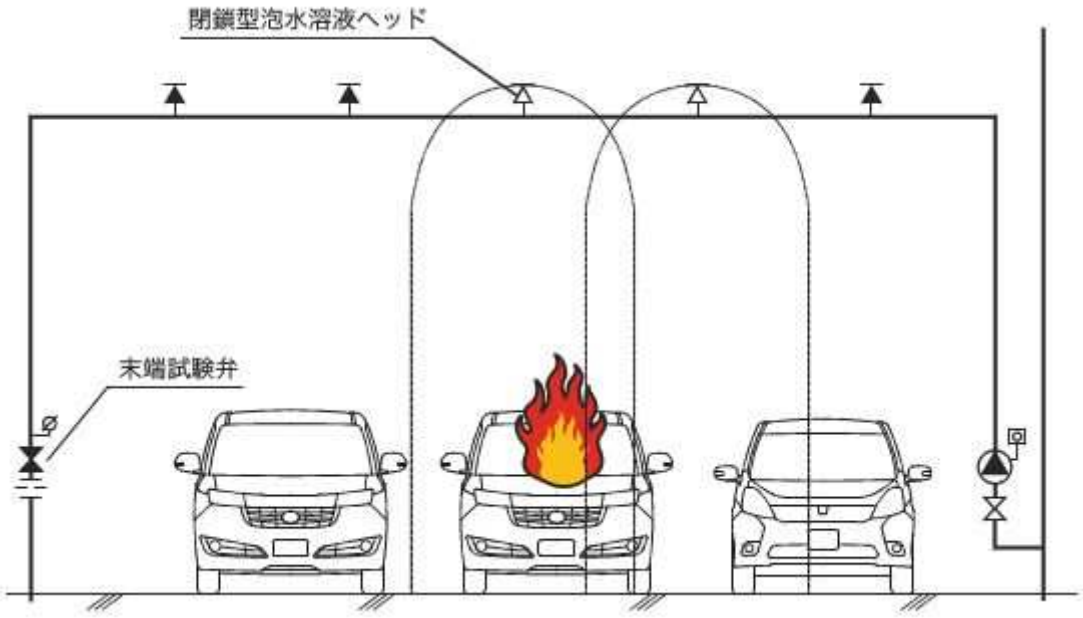

【第４の３−１図】

２　用語の意義

この項において用いる用語の定義は、次による。

⑴　「特定駐車場」とは、政令別表第１に掲げる防火対象物の駐車の用に供される部分で、次に掲げるものをいう。

ア　当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は２階以上の階にあっては 200 ㎡以上、１階にあっては 500 ㎡以上、屋上部分にあっては 300 ㎡以上のもののうち、床面から天井までの高さが 10ｍ以下の部分

イ　昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が 10 以上のもののうち、床面から天井までの高さが 10ｍ以下のもの

⑵　「特定駐車場用泡消火設備」とは、特定駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下この項において同じ。）を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備をいう。

⑶　「単純型平面式泡消火設備」とは、⑴アに規定する特定駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分を除く。以下この項において「平面式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる特定駐車場用泡消火設備（⑷から⑺までに掲げるものを除く。）をいう。（第４の３－２図参照）

⑷　「感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッドに泡水溶液を供給する継手をいう。以下この項において同じ。）を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。（第４の３－３図参照）

⑸　「感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。（第４の３－４図参照）

⑹　「一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。（第４の３－５図参照）

⑺　「一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。（第４の３－６図参照）

⑻　「機械式泡消火設備」とは、特定駐車場のうち、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分（以下この項において「機械式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド、一斉開放弁及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう。（第４の３－７図参照）

⑼　「流水検知装置」とは、流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和 58 年自治省令第２号）の規定に適合する流水検知装置をいう。

⑽　「有効感知範囲」とは、消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、感知継手、火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッドが火災の発生を有効に感知することができる範囲として確認された範囲をいう。

⑾　「有効放射範囲」とは、消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドから放射する泡水溶液によって有効に消火することができる範囲として確認された範囲をいう。

⑿　「有効警戒範囲」とは、前⑽及び⑾に規定する設備の有効感知範囲及び有効放射範囲が重複する範囲をいう。

（単純型平面式泡消火設備の構成例）

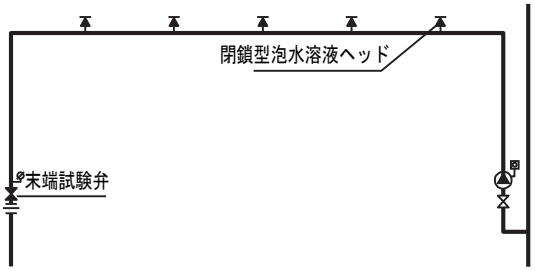

【第４の３−２図】

（感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例）

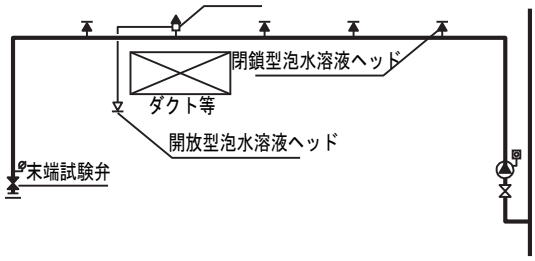

【第４の３−３図】

（感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例）

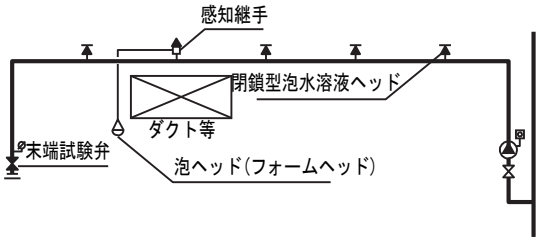

【第４の３−４図】

（一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例）

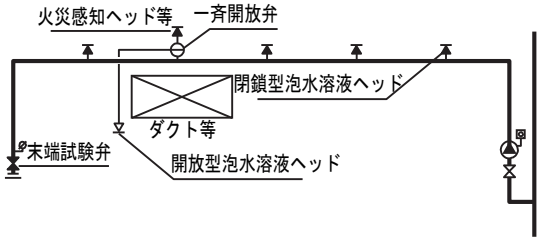

【第４の３−５図】

（一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例）

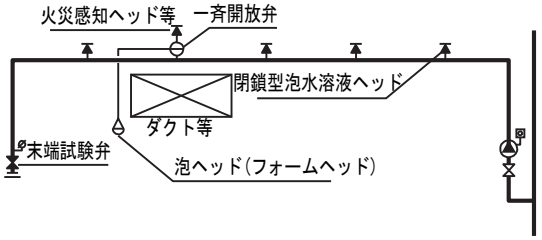

【第４の３−６図】

（機械式泡消火設備の構成例）

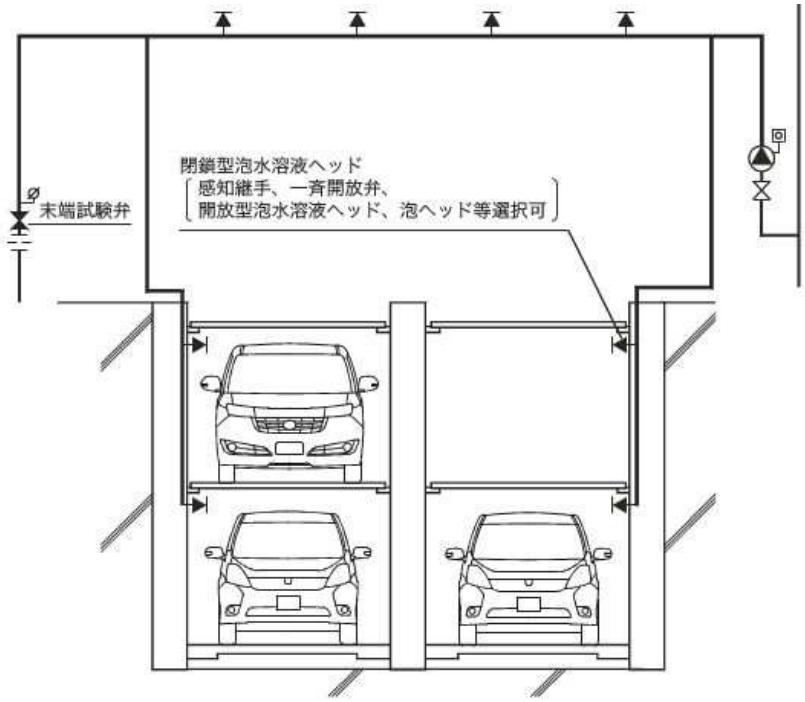

【第４の３−７図】

（参考）構成表

	閉鎖型泡水溶液ヘッド	感知継手	火災感知用ヘッド及び一斉開放弁	開放型泡水溶液ヘッド	泡ヘッド
単純型平面式泡消火設備	○				
感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備	○	○		○	
感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備	○	○			○
一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備	○		○	○	
一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備	○		○		○
機械式泡消火設備	○	△	△	△	△

凡例：○は、必ず用いるべき機器をいう。
　　△は、選択して用いることが可能な機器をいう。

３　単純型平面式泡消火設備

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 26 年総務省令第 23 号。以下「特定駐車場省令」という。）第 4 条に規定する単純型平面式泡消火設備は、次によること。

⑴　加圧送水装置

加圧送水装置（圧力水槽を用いるものを除く。）は、次によること。

ア　ポンプを用いる加圧送水装置

(ｱ)　設置場所

設置場所は、特定駐車場省令第 4 条第 6 号の規定によるほか、第２屋内消火栓設備３⑴を準用すること。

(ｲ)　機器

機器は、特定駐車場省令第 4 条第 9 号の規定によるほか、第２屋内消火栓設備３⑵を準用すること。

(ｳ)　設置方法

設置方法は、特定駐車場省令第 4 条第 9 号の規定によるほか、第２屋内消火栓設備３⑶を準用すること。

ただし、特定駐車場省令第 4 条第 9 号の規定が準用する省令第 12 条第 1 項第 7 号ハ(ﾆ)ただし書きにより、ポンプを他の消火設備と併用又は兼用する場合にあっては、他の消火設備が作動した際に、ウォーターハンマー等で特定駐車場用泡消火設備の一斉開放弁が作動しないように施されていること。

(ｴ)　泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

特定駐車場省令第 4 条第 9 号の規定が準用する省令第 18 条第 4 項第 9 号ニに規定する「泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置」は、第２屋内消火栓設備３⑷（ウを除く。）を準用すること。

イ　高架水槽を用いる加圧送水装置

(ｱ)　設置場所

設置場所は、特定駐車場省令第４条第６号の規定によるほか、第２屋内消火栓設備３の２⑴を準用すること。

(ｲ)　機器

機器は、特定駐車場省令第 4 条第 9 号の規定によるほか、第２屋内消火栓設備３の２⑵を準用すること。

(ｳ)　設置方法

設置方法は、特定駐車場省令第４条第９号の規定によるほか、第２屋内消火栓設備３の２⑶を準用すること。

(ｴ)　泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

特定駐車場省令第 4 条第 4 号の規定が準用する省令第 18 条第 4 項第 9 号ニに規定する「泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置」は、第２屋内消火栓設備３の２⑷を準用すること。

⑵　水源

水源は、特定駐車場省令第 4 条第 2 号の規定によるほか、次によること。

ア　水源は、第２屋内消火栓設備４（⑴イを除く。）を準用すること。

イ　特定駐車場省令第４条第２号ロに規定する「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」とは、ポンプから最遠の閉鎖型泡水溶液ヘッドまでの配管を満たすに必要な水量とすること。

⑶　配管等

配管等は、特定駐車場省令第４条第８号の規定によるほか、次によること。

ア　配管は、第２屋内消火栓設備５⑴を準用するほか、次によること。

(ｱ)　配管は、専用とすること。●

(ｲ)　車両が配管等へ接触することによる折損、破損事故を防止する措置が講じられること。▲

(ｳ)　配管の呼び径は、当該機器の仕様書によること。●

イ　管継手

管継手は、第２屋内消火栓設備５⑵を準用すること。

ウ　バルブ類

バルブ類は、第２屋内消火栓設備５⑶を準用すること。

エ　配管内の充水

配管内は、起動用水圧開閉装置を用いる方法又は第２屋内消火栓設備５⑷イの例により、常時充水しておくこと。●

⑷　泡消火薬剤

特定駐車場省令第４条第５号に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、同条第２号に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

⑸　泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第４条第12号の規定によること。

⑹　閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第４条第１号の規定によるほか、次によること。

ア　設置場所

(ｱ)　閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該ヘッドの取付け面から0.4m以上突き出したはり等によって区画された部分ごとに設けること。

ただし、当該はり等の相互間の中心距離が1.8m以下である場合にあっては、この限りでない。（特定駐車場省令第４条第１号柱書関係。第４の３−８図参照）

なお、閉鎖型泡水溶液ヘッドの配置及びはり等がある場合の設置は、当該機器の仕様書によること。（第４の３−９図参照）

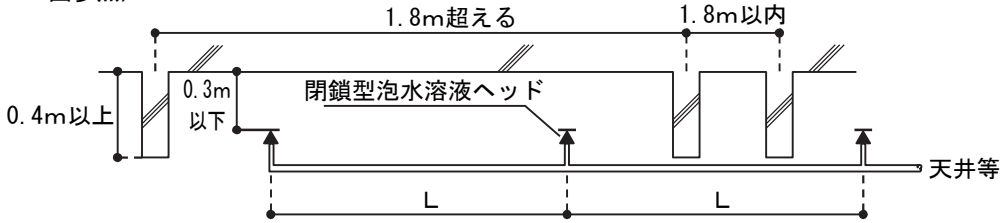

ヘッドの配置（Ｌ）は、当該機器の仕様書によること。

【第４の３−８図】

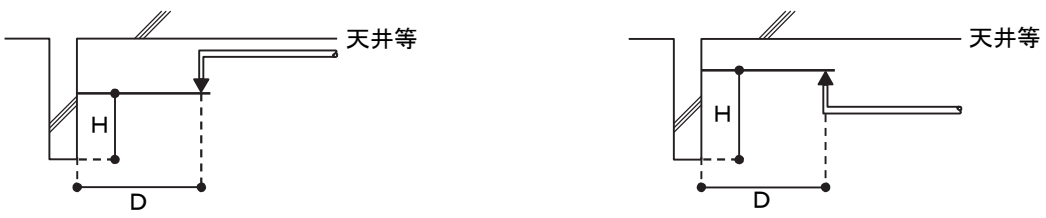

Ｈ及びＤの値については、当該機器の仕様書によること。

【第４の３−９図】

(ｲ)　給排気用ダクト、棚等（以下この項において「ダクト等」という。）でその幅又は奥行が 1.2ｍを超えるものがある場合には、当該ダクト等の下面にも閉鎖型泡水溶液ヘッドを設けること。（特定駐車場省令第 4 条第 1 号柱書関係。第 4 の 3－10 図参照）

また、幅又は奥行が 1.2ｍ以下のダクト等においても、当該ダクト等の下面に散水できるように閉鎖型泡水溶液ヘッドを天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この項において同じ。）に設けること。▲

ただし、ダクト等の上面に設けられた感知継手、火災感知用ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放により、当該ダクト等の下面に設けられた開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッドから放射することができる場合は、この限りでない。（第 4 の 3－11 図参照）

（閉鎖型泡水溶液ヘッドの設置例）

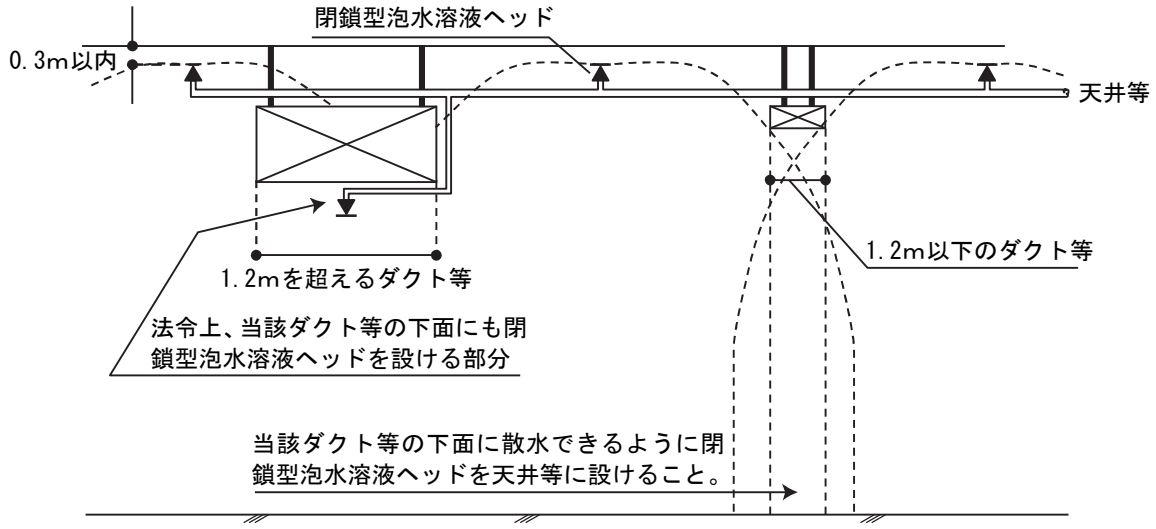

【第 4 の 3－10 図】

（感知継手及びの開放型泡水溶液ヘッド設置例）

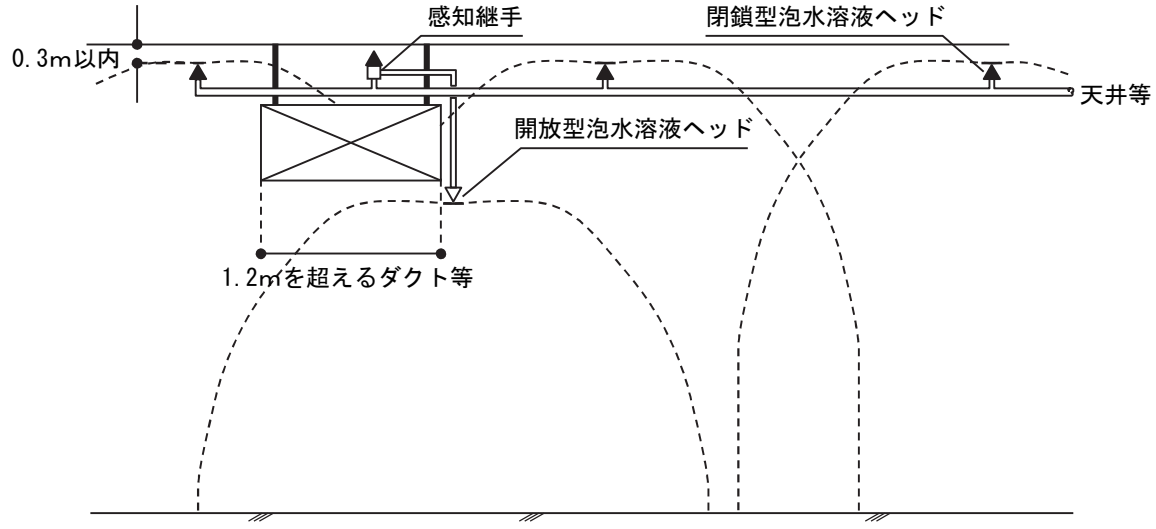

【第 4 の 3－11 図】

(ｳ)　閉鎖型泡水溶液ヘッドのデフレクターと当該ヘッドの取付け面との距離は、0.3m以下であること。（特定駐車場省令第 4 条第 1 号柱書関係）

なお、有効な消火ができるよう、当該機器の仕様書で定める範囲内には、何も設けられ、又は置かれていないこと。

(ｴ)　閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該ヘッドの軸心が当該ヘッドの取付け面に対して直角となるように設けること。（特定駐車場省令第 4 条第 1 号柱書関係）

(ｵ)　閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて第 4 の 3－1 表で定

める標示温度を有するものを設けること。（特定駐車場省令第４条第１号イ関係）

【第４の3－1表】

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上 64℃未満	79℃以上 121℃未満

(ｶ)　閉鎖型泡水溶液ヘッドは、防護対象物（当該消火設備によって消火すべき対象物をいう。以下この項において同じ。）のすべての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲内に包含できるように設けること。（特定駐車場省令第４条第１号ロ関係）

(ｷ)　閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。

(ｸ)　閉鎖型泡水溶液ヘッドの周囲には、感知及び放射分布に障害となるものがないこと。

イ　機器

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 26 年消防庁告示第５号。以下「特定駐車場告示」という。）に適合するもの又は認定品のものとすること。●

⑺　流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第４条第３号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備９⑴アを準用すること。

⑻　制御弁

配管には、第４泡消火設備９により、制御弁を設けること。▲

⑼　自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第４条第 11 号の規定によるほか、第４泡消火設備１０を準用すること。

⑽　起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第４条第 10 号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあっては、第３スプリンクラー設備１０⑴アを準用すること。

⑾　末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第４条第 15 号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備１１を準用すること。

⑿　表示及び警報

表示及び警報は、第３スプリンクラー設備１４を準用すること（特定駐車場省令第４条第 13 号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

⒀　貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第４条第 14 号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第２屋内消火栓設備１０を準用すること。

⒁　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第４条第７号の規定によるほか、次によること。

ア　非常電源等

非常電源及び配線等は、第２２非常電源によること。

イ　常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、第２屋内消火栓設備１１⑵を準用すること。

ウ　非常電源回路、操作回路及び警報装置回路の配線は、次によること。

(ｱ)　非常電源回路

耐火配線を使用すること。

(ｲ)　操作回路

耐熱配線を使用すること。

(ｳ)　音響警報装置回路

特定駐車場省令第 4 条第 11 号の規定する自動警報装置の回路の配線は、耐熱配線を使用すること。▲

⑮　総合操作盤

特定駐車場省令第 4 条第 13 号に規定する総合操作盤は、第２３総合操作盤（２機器⑩、⑪及び⑫の表示機能、警報機能及び操作機能については、泡消火設備の項を準用すること。）によること。

4　感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

特定駐車場省令第５条に規定する感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

⑴　加圧送水装置

加圧送水装置は、特定駐車場省令第 5 条において準用する第 4 条第 6 号及び第 9 号の規定によるほか、前３⑴を準用すること。

⑵　水源

水源は、特定駐車場省令第 5 条第 4 号の規定によるほか、前３⑵を準用すること。

⑶　配管等

配管等は、特定駐車場省令第 5 条において準用する第 4 条第 8 号及び第 5 条第 5 号の規定によるほか、前３⑶を準用すること。

⑷　泡消火薬剤

泡消火薬剤は、特定駐車場省令第 5 条において準用する第 4 条第 5 号の規定によるほか、前３⑷を準用すること。

⑸　泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第 5 条において準用する第 4 条第 12 号の規定によること。

⑹　閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第 5 条において準用する第 4 条第 1 号（ロを除く。）及び第 5 条第 1 号に規定によるほか、前３⑹を準用すること。

⑺　感知継手

感知継手は、特定駐車場省令第 5 条第 1 号の規定によるほか、次によること。

ア　設置場所

(ｱ)　感知継手は、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて第 4 の 3－2 表で定める標示温度を有するものを設けること。（特定駐車場省令第 5 条第 1 号イ関係）

【第 4 の 3－2 表】

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上 64℃未満	79℃以上 121℃未満

(ｲ)　感知継手は、防護対象物の全ての表面が開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。（特定駐車場省令第 5 条第 1 号ロ関係。第 4 の 3－12 図参照）

なお、感知継手の配置及びはり等がある場合の設置は、当該機器の仕様書によること。

(ｳ)　感知継手は、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。

(ｴ)　感知継手と取付け面との距離は、当該機器の仕様書で定める距離とすること。

(ｵ)　感知継手の周囲には、感知に障害となるものがないこと。

イ　機器

感知継手は、特定駐車場告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

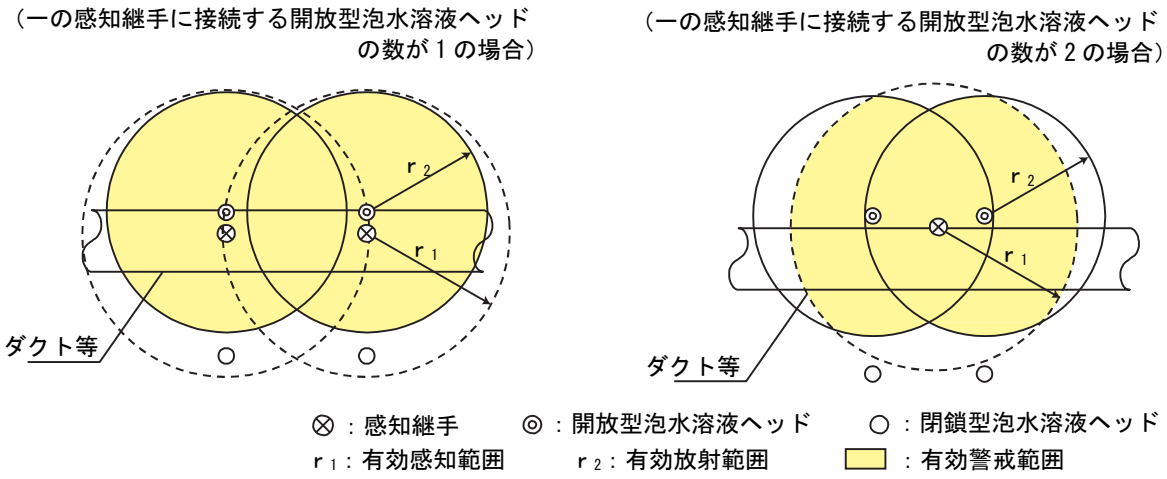

【第４の3－11 図】

⑻　開放型泡水溶液ヘッド

開放型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第５条第２号及び第３号の規定によるほか、次によること。

ア　設置場所等

(ｱ)　開放型泡水溶液ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。（特定駐車場省令第５条第２号イ関係）

(ｲ)　一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は２以下とすること。（特定駐車場省令第５条第２号ロ関係）

(ｳ)　開放型泡水溶液ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるよう設けること。（特定駐車場省令第５条第３号関係）

(ｴ)　開放型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。

(ｵ)　開放型泡水溶液ヘッドの周囲には放射分布に障害となるものがないこと。

イ　機器

開放型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

⑼　流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第５条において準用する第４条第３号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備９⑴アを準用すること。

⑽　制御弁

配管には、第４泡消火設備９により、制御弁を設けること。▲

⑾　自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第５条において準用する第４条第11号の規定によるほか、第４泡消火設備１０を準用すること。

⑿　起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第５条において準用する第４条第10号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあっては、第３スプリンクラー設備１０⑴アを準用すること。

⒀　末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第５条において準用する第４条第15号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備１１を準用すること。

⒁　表示及び警報

表示及び警報は、第３スプリンクラー設備１４を準用すること（特定駐車場省令第４条第13号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

⑮　貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第５条において準用する第４条第14号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第２屋内消火栓設備１０を準用すること。

⑯　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第５条において準用する第４条第７号の規定によるほか、前３⑭を準用すること。

⑰　総合操作盤

特定駐車場省令第５条において準用する第４条第13号に規定する総合操作盤は、第２３総合操作盤（２機器⑩、⑪及び⑫の表示機能、警報機能及び操作機能については、泡消火設備の項を準用すること。）によること。

５　感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例

特定駐車場省令第６条に規定する感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

⑴　加圧送水装置

加圧送水装置は、特定駐車場省令第６条において準用する第４条第６号及び第９号の規定によるほか、前３⑴を準用すること。

⑵　水源

水源は、特定駐車場省令第６条において準用する第５条第４号の規定によるほか、前４⑵を準用すること。

⑶　配管等

配管等は、特定駐車場省令第６条において準用する第４条第８号及び第５条第５号の規定によるほか、前３⑶を準用すること。

⑷　泡消火薬剤

泡消火薬剤は、特定駐車場省令第６条において準用する第４条第５号の規定によるほか、前３⑷を準用すること。

⑸　泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第６条において準用する第４条第12号の規定によること。

⑹　閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第６条において準用する第４条第１号（ロを除く。）及び第６条第２号の規定によるほか、前３⑹を準用すること。

⑺　感知継手

感知継手は、特定駐車場省令第６条において準用する第５条第１号の規定によるほか、前４⑺を準用すること。

⑻　泡ヘッド（フォームヘッド）

泡ヘッドは、特定駐車場省令第６条第１号及び第２号の規定によるほか、次によること。

ア　設置場所等

(ｱ)　泡ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。（特定駐車場省令第６条第１号イ関係）

(ｲ)　一の感知継手に接続する泡ヘッドの数は２以下とすること。（特定駐車場省令第６条第１号ロ関係）

(ｳ)　泡ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、泡ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。（特定駐車場省令第６条第２号関係）

(ｴ)　フォームヘッドは、省令第18条第１項第２号ロ及びハの規定によるほか、第４泡消火設備８を準用すること。

イ　機器

(ｱ)　フォームヘッドは、省令第18条第４項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、認定品を使

用すること。

(ｲ)　認定時に組み合わせを指定された泡消火薬剤を用いること。

⑼　流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第 6 条において準用する第 4 条第 3 号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備９(1)アを準用すること。

⑽　制御弁

配管には、第４泡消火設備９により、制御弁を設けること。▲

⑾　自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第 6 条において準用する第 4 条第 11 号の規定によるほか、第４泡消火設備１０を準用すること。

⑿　起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第 6 条において準用する第 4 条第 10 号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあっては、第３スプリンクラー設備１０(1)アを準用すること。

⒀　末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第 6 条において準用する第 4 条第 15 号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備１１を準用すること。

⒁　表示及び警報

表示及び警報は、第３スプリンクラー設備１４を準用すること。(特定駐車場省令第 4 条第 13 号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。)。

⒂　貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第 6 条において準用する第 4 条第 14 号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第２屋内消火栓設備１０を準用すること。

⒃　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第 6 条において準用する第 4 条第 7 号の規定によるほか、前３⒁を準用すること。

⒄　総合操作盤

特定駐車場省令第 6 条において準用する第 4 条第 13 号に規定する総合操作盤は、第２３総合操作盤(２機器⑽、⑾及び⑿の表示機能、警報機能及び操作機能については、泡消火設備の項を準用すること。) によること。

６　一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

特定駐車場省令第 7 条に規定する一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

⑴　加圧送水装置

加圧送水装置は、特定駐車場省令第 7 条において準用する第 4 条第 6 号及び第 9 号の規定によるほか、前３(1)を準用すること。

⑵　水源

水源は、特定駐車場省令第 7 条第 4 号の規定によるほか、前３⑵を準用すること。

⑶　配管等

配管等は、特定駐車場省令第 7 条において準用する第 4 条第 8 号及び第 7 条第 5 号の規定によるほか、前３⑶を準用すること。

⑷　泡消火薬剤

泡消火薬剤は、特定駐車場省令第７条において準用する第４条第５号の規定によるほか、前３⑷を準用すること。

⑸　泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第７条において準用する第４条第12号の規定によること。

⑹　閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第７条において準用する第４条第１号（ロを除く。）及び第７条第３号の規定によるほか、前３⑹を準用すること。

⑺　火災感知ヘッド等

火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド（以下この項において「火災感知ヘッド等」という。）は、特定駐車場省令第７条第１号の規定によるほか、次によること。

ア　火災感知ヘッド等は、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて第４の３−３表で定める標示温度を有するものを設けること。（特定駐車場省令第７条第１号イ関係）

【第４の３−３表】

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上 64℃未満	79℃以上 121℃未満

イ　火災感知ヘッド等取付け面の高さは、第４の３−４表により、火災を有効に感知できるように設けること。▲

【第４の３−４表】

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
１種	20 ㎡以下	7m以下	２種	20 ㎡以下	5m以下
	13 ㎡以下	10m以下		11 ㎡以下	10m以下

ウ　火災感知ヘッド等は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲及び火災感知ヘッド等の有効感知範囲内に包含できるよう設けること。（特定駐車場省令第７条第１号ロ関係）

⑻　開放型泡水溶液ヘッド

開放型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第７条第２号及び第３号の規定によるほか、次によること。

ア　設置場所等

(ｱ)　開放型泡水溶液ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射すること。（特定駐車場省令第７条第２号イ関係）

(ｲ)　一の一斉開放弁に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は４以下とすること。（特定駐車場省令第７条第２号ロ関係）

(ｳ)　開放型泡水溶液ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、開放型泡水溶液ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるよう設けること。（特定駐車場省令第７条第３号ロ関係）

(ｴ)　開放型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付高さの範囲内に設けること。

(ｵ)　開放型泡水溶液ヘッドの周囲には放射分布に障害となるものがないこと。

イ　機器

開放型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

⑼　流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第７条において準用する第４条第３号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備９⑴アを準用すること。

⑽　制御弁

配管には、第４泡消火設備９により、制御弁を設けること。▲

⑾　一斉開放弁

一斉開放弁は、次によること。

ア　一斉開放弁は、一の放射区域への放射量に応じた呼び径のものを用いること。

イ　一斉開放弁の一次側及び二次側には、仕切弁を設けることを要しないこと。

⑿　自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第７条において準用する第４条第11号の規定によるほか、第４泡消火設備１０を準用すること。

⒀　起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第７条において準用する第４条第10号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあっては、第３スプリンクラー設備１０⑴アを準用すること。

⒁　末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第７条において準用する第４条第15号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備１１を準用すること。

⒂　表示及び警報

表示及び警報は、第３スプリンクラー設備１４を準用すること（特定駐車場省令第４条第13号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

⒃　貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第７条において準用する第４条第14号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第２屋内消火栓設備１０を準用すること。

⒄　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第７条において準用する第４条第７号の規定によるほか、前３⒁を準用すること。

⒅　総合操作盤

特定駐車場省令第７条において準用する第４条第13号に規定する総合操作盤は、第２３総合操作盤（２機器⑽、⑾及び⑿の表示機能、警報機能及び操作機能については、泡消火設備の項を準用すること。）によること。

７　一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

特定駐車場省令第８条に規定する一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

⑴　加圧送水装置

加圧送水装置は、特定駐車場省令第８条において準用する第４条第６号及び第９号の規定によるほか、前３⑴を準用すること。

⑵　水源

水源は、特定駐車場省令第８条において準用する第７条第４号の規定によるほか、前３⑵を準用すること。

⑶　配管等

配管等は、特定駐車場省令第８条において準用する第４条第８号及び第７条第５号の規定によるほか、前３⑶を準用すること。

⑷　泡消火薬剤

泡消火薬剤は、特定駐車場省令第 8 条において準用する第 4 条第 5 号の規定によるほか、前３⑷を準用すること。

⑸　泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第 8 条において準用する第 4 条第 12 号の規定によること。

⑹　閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第 8 条において準用する第 4 条第 1 号（ロを除く。）及び第 8 条第 2 号の規定によるほか、前３⑹を準用すること。

⑺　火災感知ヘッド等

火災感知ヘッド等は、特定駐車場省令第 8 条において準用する第 7 条第 1 号の規定によるほか、前６⑺を準用すること。

⑻　泡ヘッド（フォームヘッド）

泡ヘッドは、特定駐車場省令第 8 条第 1 号及び第 2 号の規定によるほか、次によること。

ア　設置場所等

(ｱ)　泡ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射すること。（特定駐車場省令第 8 条第 1 号イ関係）

(ｲ)　一の一斉開放弁に接続する泡ヘッドの数は 4 以下とすること。（特定駐車場省令第 8 条第 1 号ロ関係）

(ｳ)　泡ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、泡ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるように設けること。（特定駐車場省令第 6 条第 2 号関係）

(ｴ)　フォームヘッドは、省令第 18 条第 1 項第 2 号ロ及びハの規定によるほか、第４泡消火設備８を準用すること。

イ　機器

(ｱ)　フォームヘッドは、省令第 18 条第 4 項第 14 号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、認定品を使用すること。

(ｲ)　認定時に組み合わせを指定された泡消火薬剤を用いること。

⑼　流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第 8 条において準用する第 4 条第 3 号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備９⑴アを準用すること。

⑽　制御弁

配管には、第４泡消火設備９により、制御弁を設けること。▲

⑾　一斉開放弁

一斉開放弁は、前６⑾を準用すること。

⑿　自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第 8 条において準用する第 4 条第 11 号の規定によるほか、第４泡消火設備１０を準用すること。

⒀　起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第 8 条において準用する第 4 条第 10 号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあっては、第３スプリンクラー設備１０⑴アを準用すること。

⒁　末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第 8 条において準用する第 4 条第 15 号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備１１を準用すること。

⑮　表示及び警報

表示及び警報は、第３スプリンクラー設備１４を準用すること。（特定駐車場省令第 4 条第 13 号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

⑯　貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第 8 条において準用する第 4 条第 14 号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第２屋内消火栓設備１０を準用すること。

⑰　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第 8 条において準用する第 4 条第 7 号の規定によるほか、前３⑭を準用すること。

⑱　総合操作盤

特定駐車場省令第 8 条において準用する第 4 条第 13 号に規定する総合操作盤は、第２３総合操作盤（２機器⑩、⑪及び⑫の表示機能、警報機能及び操作機能については、泡消火設備の項を準用すること。）によること。

８　機械式泡消火設備

特定駐車場省令第 9 条に規定する機械式泡消火設備は、次によること。

⑴　加圧送水装置

加圧送水装置は、特定駐車場省令第 9 条において準用する第 4 条第 6 号及び第 9 号の規定によるほか、前３⑴を準用すること。

⑵　水源

水源は、特定駐車場省令第 9 条において準用する第 7 条第 4 号、第 5 条第 4 号、第 7 条第 4 号の規定によるほか、前３⑵を準用すること。

⑶　配管等

配管等は、特定駐車場省令第 9 条において準用する第 4 条第 8 号、第 5 条第 5 号、第 7 条第 5 号の規定によるほか、前３⑶を準用すること。

⑷　泡消火薬剤

泡消火薬剤は、特定駐車場省令第 9 条において準用する第 4 条第 5 号の規定によるほか、前３⑷を準用すること。

⑸　泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第 9 条において準用する第 4 条第 12 号の規定によること。

⑹　閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前３⑹を準用すること。

ただし、当該機械装置の部分に設ける場合にあっては、第 4 条第 1 号（イ及びロ以外の部分に限る。）に定めるところにより設置することを要しない。

⑺　感知継手

感知継手は、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前４⑺を準用すること。

⑻　火災感知ヘッド等

火災感知ヘッド等は、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前６⑺を準用すること。

⑼　開放型泡水溶液ヘッド

開放型泡水溶液ヘッドは、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前４⑻又は６⑻を準用すること。

⑽　泡ヘッド（フォームヘッド）

泡ヘッドは、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前５⑻又は７⑻を準用すること。

⑾　流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第 9 条において準用する第 4 条第 3 号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備９⑴アを準用すること。

⑿　制御弁

配管には、第４泡消火設備９により、制御弁を設けること。▲

⒀　一斉開放弁

一斉開放弁は、前６⑾を準用すること。

⒁　自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第 9 条において準用する第 4 条第 11 号の規定によるほか、第４泡消火設備１０を準用すること。

⒂　起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第 9 条において準用する第 4 条第 10 号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあっては、第３スプリンクラー設備１０⑴アを準用すること。

⒃　末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第 9 条において準用する第 4 条第 15 号の規定によるほか、第３スプリンクラー設備１１を準用すること。

⒄　表示及び警報

表示及び警報は、第３スプリンクラー設備１４を準用すること（特定駐車場省令第 4 条第 13 号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

⒅　貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第 9 条において準用する第 4 条第 14 号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第２屋内消火栓設備１０を準用すること。

⒆　非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第 9 条において準用する第 4 条第 7 号の規定によるほか、前３⒁を準用すること。

⒇　総合操作盤

特定駐車場省令第 9 条において準用する第 4 条第 13 号に規定する総合操作盤は、第２３総合操作盤（２機器⑽、⑾及び⑿の表示機能、警報機能及び操作機能については、泡消火設備の項を準用すること。）によること。